

1. 件名：新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（東海第二（494））
2. 日時：平成29年11月20日 13時30分～18時55分
3. 場所：原子力規制庁 9階A会議室
4. 出席者

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

名倉安全管理調査官、江崎安全審査官、津金安全審査官、日南川安全審査官、千明技術研究調査官、竹内技術参与、山浦技術参与

（原子力規制部 審査グループ 地震・津波審査部門）

植木安全審査官

（技術基盤グループ 地震・津波研究部門）

石田統括技術研究調査官、大橋上席技術研究調査官、山崎主任技術研究調査官

事業者：

日本原子力発電株式会社：発電管理室 副室長 他15名

中部電力株式会社：原子力本部 原子力部 副長

北陸電力株式会社：原子力本部 原子力部 原子力耐震技術チーム 担当

電源開発株式会社：設備技術室 設備耐震技術タスク 担当

5. 要旨

（1）日本原子力発電から、東海第二発電所の設置許可基準規則への適合性のうち「第5条 津波による損傷の防止」について、本日の提出資料を用いて、これまでのヒアリングにおける指摘事項への回答として、資料の記載を変更した点等について説明があった。原子力規制庁から主に以下の点について指摘を行った。

- 以前にも指摘しているが、本震規模と最大余震規模の関係において、一次式で回帰することの妥当性についての記載を充実して提示すること。
- 地震時のタービン建屋地下部外壁からの地下水の流入について、それを内郭防護に係る浸水量評価に考慮する必要がないとする根拠を充実して提示すること。
- 取水口前面の海底面レベルについて、評価の信頼性の観点から貯留堰設置時等における計測の要否を検討し、その結果を提示すること。
- 敷地前面海域における砂移動、取水口前面及び取水ピット内における砂堆積評価について、防潮堤の設置ルート変更による影響が小さいとする根拠を充実して提示すること。
- 人工構造物の位置や形状以外の要因についても、入力津波に対する影響検討を実施する方針を提示すること。
- 審査資料において非公開としている箇所について、「審査資料において非公開として取り扱う情報の範囲について」との対応関係を確認し、当該箇所を非公開とする理由が分かるよう整理して提示すること。

- 設計又は評価に用いる入力津波の一覧表について、注記が多く複雑な内容となっているため、分かりやすく整理して提示すること。
- 以前にも指摘しているが、2011 年東北地方太平洋沖地震による地殻変動を踏まえた敷地高さ、建物のフロア高さ等の標高表記についての考え方を明示すること。
- 平均粒径よりも大きな粒径を有する砂の浮遊可能性に関し、想定する粒径の範囲において浮遊卓越の割合がほとんどである旨を補足すること。
- 2011 年東北地方太平洋沖地震・津波における敷地の地殻変動量（0.2m 沈降）が入力津波に与えた影響を踏まえ、海底地形の変化による影響の程度を考察して提示すること。

（2）日本原子力発電から、本日の指摘等について了解した旨の回答があった。

6. その他

提出資料：

- ・ 東海第二発電所 津波による損傷の防止
- ・ 東海第二発電所 津波による損傷の防止（安全審査関連 補足説明資料）
- ・ 審査資料において非公開として取り扱う情報の範囲について